

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業について

4月7日（火曜日）福島市内で新たな感染者が複数確認され、全体像も不明であることから、国の示したガイドラインなどの基準を踏まえるとともに、児童生徒の健康や安全を考え、市立小・中・特別支援学校全校を一斉臨時休業とすることとしました。

＜臨時休業の期間＞

令和2年4月8日（水曜日）から令和2年4月21日（火曜日）

＜臨時休業期間の児童生徒の対応＞

- 1 不要不急の外出は避け、学校から指示のあった課題などを行う家庭学習とします。
- 2 中学校における部活動は活動を行わず、大会参加や練習試合も自粛します。
- 3 感染予防のため、自宅などでの対応が原則となりますが、小学校・特別支援学校の児童については、預け先が無いなどのやむを得ない事情がある場合、通学している学校で対応ができる体制を整えます。（学校へ直接連絡）

※ 保護者の皆さまにおかれましては、子どもたちが臨時休業中はもとより、その後の生活においても安全・安心に過ごすことができるよう、この取組にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。